

能美郡原村金平村新開証文

(書き下し文)

覚

一六拾五石程 能美郡

原村金平村

右之所田畠新開願之通申付候条

今年方式々年作取三年四年者検地之上

見圖免二而半收納至五年目可

為本納所者也

享保八年三月

中村武兵衛(印)

中村四兵衛(印)

高畠權太夫(印)

大塚弥五太夫(印)

賀古助進(印)

稲垣傳左衛門(印)

越中御用

別所忠兵衛

同断

山東武左衛門

能州御預地御用

菊田逸角

能美郡西俣村

次郎八

(読み)

おぼえ

ひとつろくじゅうごくほど

のみぐんはらむらかなひらむら

みぎのところでんばたしんかいねがいのとおりもうしつけそうろうじょう

ことしよりかねんさくとりさんねんよねんはけんちのうえ

みつもりめんにてはんしゅうのういたるごねんめ

ほんなっしよなすべきものなり

きようほはちねんさんがつ

なかむらぶへいじ

なかむらしへえ

たかばたけごんだゆう

おおつかやごだゆう

かこすけのしん

いながきでんざえもん

えつちゅうごよう

べっしよちゅうべえ

どうだん

さんとうぶざえもん

のうしゅうおあずかちりごよう

のみぐんにしまたむら

じろうはち

(訳)

原村と金平村の田畠を新しく開くことを許可するが、今年より二ケ年は、田畠で取れた米などの收穫物は、自分たちが取って良いが、三年目と四年目は検地をして税を決め、その半分を納めなさい。五年目以降は、正式な税を納めなさい。右上に記される理由でその場にいなかった忠兵衛以下三人には印が押されない。

桂谷村百姓蓮印田地割願

(書き下し文)

乍恐申上候

扣共式通

私共在所草高百五拾七石二而御座候所宝曆七年二御
田地割仕年久敷罷成候故御高年々川崩ニ罷成人々
手前高下出来仕迷惑ニ奉存候間御田地割被為
仰付可被下候百姓中手透を考当年中ニ割仕廻耕
作方少茂手問無御座候様可仕候為其百姓中納得
之上を以御断申上候以上

桂谷村肝煎

天明六年三月

新兵衛(印)

与合頭

作兵衛(印)

孫右衛門(印)

吉兵衛(印)

御改作

太右衛門(印)

御奉行所

宗右衛門(印)

甚右衛門(印)

吉右衛門(印)

善右衛門(印)

久兵衛(印)

市兵衛(印)

清右衛門(印)

徳右衛門(印)

喜兵衛(印)

吉三郎(印)

太兵衛(印)

右沢村源承組下桂谷村御田地割仕度旨百姓中

納得之上を以願書付上申ニ付上之申候願之通被仰

付可被下候作方問ニ罷成不申様候割為仕可申候以上

沢村

源承(花押)

今江村

庄蔵(花押)

(読み)

おそれながらもうしあげそうろう

わたしどもさいしよくさだかひやくごじゅつななこにてござそうろうところほうれきしちねんにおんでんちわりつかまつりとしひさしくまかりなりそうろうゆえおんたかねんねんかわくずれにまかりなりひとびと

てまえこうげしゅつたいつかまつりめいわくにぞんじたてまつりそうろうあいだおんでんちわり

おおせつけさせられくださるべくそうろうひやくしょうじゅうてすきをかながえとうねんじゅうにわりつかまつりまわしこう

さくかたすこしもてつかえござなくそうろうようつかまつりべくそうろうそのためひやくしょうじゅうなつとく

のうえをもつておことわりもうしあげそうろういじょう

てんめいろくねんさんがつ

かつらだにむらきもいり

しんべえ

くみあいがしら

さくべえ

まごうえもん

きちべえ

たうえもん

そううえもん

じんうえもん

きちうえもん

ぜんうえもん

きゅうべえ

いちべえ

せいうえもん

とくうえもん

きへえ

きちさぶろう

たへえ

おんかいさく

おんぶぎようしょ

みぎさわむらげんじょうくみしたかつらだにむらおんでんちわりつかまつりたくむねひやくしょうじゅう

なつとくのうえをもつてねがいかけつけもうしあげるにつきこれをあげもうしそうろうねがいのとおりのおせ

つけられくださるべくそうろうさくかたつかえにまかりなりもうさずようにわりつかまつりさせもうすべくそいろういじょう

さわむら

げんじょう

いまえむら

しょうぞう

(訳)

十村沢村源次組のものと桂谷村の百姓中が、宝暦七年(一七五七)以来、久しく田地割をしておらず、石高も下がってきたため、村の百姓も納得の上、田地割を実施してほしいと願書を改作奉行に提出した。

五百石増代官申渡状

(書き下し文)

覚

一五百石 増代官

但御預人參畑拵等雜用

有之二付

一五百石 同断

但御境目御用就申付候

其方義今般御扶持人

十村役就申付候右之通

増代官申渡候条猶更

御用方情ニ入可相勤者也

丑

十二月廿一日

大立欣大夫(印)

金谷作大夫(印)

廣瀬欣左衛門(印)

小竹奎右衛門(印)

山森雄次郎(印)

千羽彦大夫(印)

荻原源太左衛門

不在合

在大坂

永原貢

同

大村存右衛門

沢村

源丞

(読み)

おぼえ

ひとつごひやつこくましだいかん

ただしおんあづかりにんじんばたけこしらえなどぎつよう

これあるにつき

ひとつごひやつこくどうだん

ただしおんさかいめごようにつきもうしつけそうろう

そのかたぎこんばんごふちにん

とむらやくにつきもうしつけそうろうみぎのとおり

ましだいかんもうしわたしそうろうじょうなおさら

ごようかたなさけにいりあいつとむべきものなり

うし

じゆうにがつにじゆういちにち

おおたちきんだゆう

かなたにさだゆう

ひろせきんざえもん

こたけもんうえもん

やまもりゆうじろう

せんばひこざえもん

おぎはらげんたざえもん

ありあわず

ざいおおさか

ながはらみつぐ

どう

おおむらぞんうえもん

さわむら

げんじよう

(訳)

(朝鮮)人參の作付と境目にある村との取次の御用を申し付けるので、その手数料として口米五百石を増やすから、御用を勤めるよう改作奉行から十村(＝代官)の沢村源丞への申渡状。名前が並んでいるが、いずれも改作奉行の面々。

御扶持高加増御題紙

(書き下し文)

能美郡御扶持人十村

増御扶持高 沢村

一拾石 源次

先御扶持高都合五拾石

源次儀金平村領不動山かね山之儀

発端存付是迄数年甚入情相稼

候付近年段々出方も宜相成御重

寶成儀候就中銅山鉛山茂稼出候

殊ニ銅山者往古方御領國ニ無之儀方

萬端心懸宜鋪相働之趣委曲

達 御聴候依之如此増御扶持高

被下之各別之勤功ニ付代々被下

之候条此段御郡奉行江可被申渡

候事

丑

三月

右之通今日産物方年寄中

御申聞候条被得其意此段

可被申渡候以上

丑

三月廿六日 御算用場

芝山織人殿

矢野仁左衛門殿(印)

右之通被仰渡候付写相違候条

得其意難有可奉存候以上

矢野仁左衛門(印)

芝山織人(印)

沢村

源次

(読み)

ましおんふちだか

ひとつじゅっこく

のみぐんごふちにんとむら

さわむら

げんじ

さきおんふちだかつごうごじゅっこく

げんじぎかなひらむらりようふどうやまかねやまのぎ

はったんぞんじにつきこれまですうねんはなはだにゆうじようあいかせぎ

そうろうにつきぎんねんだんだんでかたらもよろしくあいなりごちよう

ほうなるぎにそうろうなかんづくどうざんなまりやまもかせぎだしそうろう

ことにどうざんはおうこよりごりようこくにこれなくぎにより

ばんたんこころがけよろしくあいはたらきのおもむいきよくに

たつし おんききそうろうこれによりこのごとくましおんふちだか

これをくだされかくべつのきんこうにつきだいたいこれをくだされ

そうろうじようこのだんおんこおりぶぎようへもうしわたさるべく

そうろうこと

うし

さんがつ

みぎのとおりこんじさんぶつかたとしよりじゅう

おんもうしききそうろうじようそのいをえられこのだん

もうしわたさるべくそうろういじよう

うし

さんがつにじゅうろくにち ごさんようば

しばやまおりとどの

やのじんざえもんどの

みぎのとおりおおせわたされそうろうにつきうつしあいちがいそうろうじよう

そのいをえありがたくたてまつりぞんずべくそうろういじよう

やのじんざえもん

しばやまおりと

さわむら

げんじ

(訳)

十村役の源次(七代目)が、金平村領の金山の発見からこれまで多くを稼ぎ、その上、銅山・鉛山でも稼ぎ、特に、銅山は、領国に多くの稼ぎをもたらしていることから、その勤功に、扶持高を十石加増してほしいと願い出た。この申し出に対し、御算用場から産物方年寄中に申し渡したとの返事が記された文書。「丑三月」は天明元年(一七八二)の三月になる。

由緒帳

(書き下し文)

文化十三年

能美郡

由緒帳

十一月

一五代目

能美郡沢村

源丞

享保十年三月十二日父源右衛門跡役十村被 仰付

御公領西谷五ヶ村方諸事願之趣前々方取次仕御公領

御境目聞合御用相勤候ニ付増御代官五百石被 仰付

元文二年御領朝鮮人参苗實等御渡蒔植

相仕立候ニ付増御代官五百石被仰付段々御渡之

苗實等宜敷相仕立候旨ニ而白銀白布等拝領被

仰付候處延享四年二月七日病死仕候

(読み)

ぶんかじゅうさんねん

のみぐん

ゆいしちょう

じゅういちがつ

ひとつごだいめ

のみぐんさわむら

げんじょう

きょうほうじゅうねんさんがつじゅうににちちげんうえもんあとやくとむらおおせつけられ

ごこうりようにしだにごかそんよりねがいのおもむきまえまえよりとりつぎつかまつりごこうりよう

おんさかいめききあいごようあいつとめそうろうにつきましおんだいかんごひゃっこおおせつけられ

げんぶんにねんごりようちようせんにんじんなえみなどおんわたしまきうえ

あいしたてそうろうにつきましおんだいかんごひゃっこおおせつけられだんだんおわたしの

なえみなどよろしくあいしたてそうろうむねにてしろがねはくふなどはいりよう

おおせつけられそうろうところえんきょうよねんにがつなのかびようしつかまつりそうろう

(訳)

源丞は、享保十年(一七三一)三月十二日に、父源右衛門の後目として、十村役を仰せ付かった。天領の西谷五ヶ村の諸事は、境目に位置することから、取次の御用を勤め、その勤めに対して、五百石の扶持高が増やされた。また、元文二年(一七三七)から朝鮮人参の苗を植え、栽培したことに、扶持高が五百石増やされ、さらに人参の苗を栽培が成功したことに、白銀や白布などを拝領した。延享四年(一七四七)二月七日に病死した。